

SmartRooms 利用規約

第 2.0 版

更新日 2018 年 5 月 10 日

株式会社内田洋行

利 用 規 約

第 1 章 総則

(利用規約の適用)

- 第 1 条 株式会社内田洋行（以下「当社」といいます。）は、この SmartRooms 利用規約（以下「利用規約」といいます。）に基づき、別紙「SmartRooms サービス仕様書」所定の会議室運用システム「SmartRooms」（以下「本サービス」といいます。）を提供します。
2. お客様が利用規約及び別紙「SmartRooms サービス仕様書」の内容に同意のうえ、当社所定の手続きに従いサービスの利用を申し込み、当社が当該申し込みを受領したとき本サービスの提供に関する契約（以下「利用契約」といいます。）が成立したものとみなします。
 3. 利用規約と個別の利用契約の規定が異なるときは、個別の利用契約の規定が利用規約に優先して適用されるものとします。

(定義)

第 2 条 利用規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) お客様設備 本サービスの提供を受けるためお客様が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア
- (2) 本サービス用設備 本サービスを提供するにあたり、当社が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア
- (3) 本サービス用設備等 本サービス用設備及び本サービスを提供するために当社が電気通信事業者より借り受ける電気通信回線
- (4) 消費税等 消費税法及び同法に関連する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額その他お客様が支払に際して負担すべき公租公課
- (5) 契約 ID 本サービス 1 契約単位ごとにお客様に付与され、お客様を識別するために用いられる符号
- (6) シークレット 契約 ID と組み合わせて、お客様を識別するために用いられる符号
- (7) 管理サイト 本サービスを提供するにあたり、当社が設置するウェブサイト。1 契約単位ごとに提供されるログイン権限にてアクセスが可能

(通知)

- 第 3 条 当社からお客様への通知は、利用契約に特段の定めのない限り、通知内容を電子メール、書面又は管理サイトへの掲載など、当社が適当と判断する方法により行います。
2. 前項の規定に基づき、当社からお客様への通知を電子メールの送信又は管理サイトへの掲載により行う場合には、お客様に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信又は管理サイトへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

(利用規約の変更)

- 第 4 条 当社は、利用規約を随時変更することがあります。なお、この場合には、お客様の利用条件その他利用契約の内容は、変更後の新利用規約を適用するものとします。
2. 当社は、前項の変更を行う場合は、15 日の予告期間において、変更後の新利用規約の内容をお客様に通知するものとします。

(権利義務譲渡の禁止)

- 第 5 条 お客様は、あらかじめ当社の書面による承諾がない限り、利用契約上の地位、利用契約に基づく権利又は義務の全部又は一部を他に譲渡してはならないものとします。

(合意管轄)

第 6 条 お客様と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所をもって合意による第一審の専属管轄裁判所とします。

(準拠法)

第 7 条 利用契約の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とします。

(協議等)

第 8 条 利用契約に規定のない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合は両者誠意を持って協議の上解決することとします。なお、利用契約の何れかの部分が無効である場合でも、利用契約全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定を無効な部分と置き換えるものとします。

第 2 章 契約の締結等

(利用契約の締結等)

第 9 条 利用契約の締結については、第 1 条第 2 項に定めるものとします。

2. 利用契約の変更は、お客様が当社所定の利用変更申込書を当社に提出し、当社が申込書を受領したことをもって成立したものとみなします。
3. 当社は、前各項その他利用規約の規定にかかわらず、お客様が次の各号のいずれかに該当する場合には、利用契約の締結または利用契約の変更をしないことができます。
 - (1) 本サービスに関する金銭債務の不履行、その他利用契約に違反したことを理由として利用契約を解除されたことがあるとき
 - (2) 利用申込書又は利用変更申込書に虚偽の記載、誤記があったとき又は記入もれがあったとき
 - (3) 金銭債務その他利用契約に基づく債務の履行を怠るおそれがあるとき
 - (4) その他当社が不相当と判断したとき

(変更通知)

第 10 条 お客様は、その商号若しくは名称、本店所在地若しくは住所、連絡先その他利用申込書のお客様にかかわる事項に変更があるときは、当社の定める方法により変更予定日の 15 日前までに当社に通知するものとします。

2. 当社は、お客様が前項に従った通知を怠ったことによりお客様が通知の不到達その他の事由により損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

(一時的な中断及び提供停止)

第 11 条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、お客様への事前の通知又は承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができるものとします。

- (1) 本サービス用設備等の故障により保守を行う場合
 - (2) 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
 - (3) 本サービスが連携するグループウェアシステムの仕様変更が発生し本サービスの提供機能に支障をきたす状態となり本サービス側での対応に時間を要する場合
 - (4) その他天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合
2. 当社は、本サービス用設備等の定期点検を行うため、お客様に事前に通知の上、本サービスの提供を一時的に中断できるものとします。
 3. 当社は、お客様が第 14 条（当社からの利用契約の解約）第 1 項各号のいずれかに該当する場合又はお客様が利用料金未払いその他利用契約に違反した場合には、お客様への事前の通知若しくは催告を要することなく本サービスの全部又は一部の提供を停止す

ることができるものとします。

4. 当社は、前各項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関してお客様又は第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

(サービス基準日)

第12条 当社はお客様よりライセンス数の増減・サービス解約などの申し込みは随時受け付けますが、サービス基準日は毎月1日として、以下の各号の通り対応します。

- (1) ライセンス数追加（管理部屋数追加）の場合、当社で所定の手続きが終了し次第提供、翌月1日より追加分を加算した課金金額を適用します。
- (2) ライセンス数減数（管理部屋数減数）の場合、当社で所定の手続きが終了した日の翌月1日より減数分を差し引いた課金金額を適用します。
- (3) サービス解約の場合、当社で所定の手続きが終了した日の翌月分より課金を停止します。

(利用期間)

第13条 本サービスの利用期間は、お客様に本サービスの提供を開始した日（以下、開始日）から起算し、開始日以降最初のサービス基準日から1ヶ月間とします。当社が定める方法により、期間満了日の15日前までにお客様又は当社から別段の意思表示がないときは、次のサービス基準日から更に1ヶ月間同一内容で利用契約は自動的に更新されるものとし、以後もまた同様とします。

(当社からの利用契約の解約)

第14条 当社は、お客様が次の各号のいずれかに該当する場合、お客様への事前の通知若しくは催告を要することなく利用契約の全部若しくは一部を解約することができるものとします。

- (1) 利用申込書、利用変更申込書その他通知内容等に虚偽記入又は記入もれがあった場合
 - (2) 支払停止又は支払不能となった場合
 - (3) 手形又は小切手が不渡りとなった場合
 - (4) 差押え、仮差押え若しくは競売の申立があったとき又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (5) 破産手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立があったとき又は信用状態に重大な不安が生じた場合
 - (6) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
 - (7) 利用契約に違反し当社がかかる違反の是正を催告した後合理的な期間内に是正されない場合
 - (8) 解散、減資、営業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をした場合
 - (9) 利用契約を履行することが困難となる事由が生じた場合
2. お客様は、前項による利用契約の解約があった時点において未払いの利用料金等又は支払遅延損害金がある場合には、直ちにこれを支払うものとします。

(本サービスの廃止)

第15条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部を廃止するものとし、廃止日をもって利用契約の全部又は一部を解約することができるものとします。

- (1) 廃止日の90日前までにお客様に通知した場合
 - (2) 天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合
2. 前項にかかわらず本サービスが連携するグループウェアの仕様変更が発生し、本サービスの継続提供が不可となる場合、当社本サービスを即時廃止できるものとします。

3. 前項に基づき本サービスの全部又は一部を廃止する場合、当社は、既に支払われている利用料金等のうち、廃止する本サービスについて提供しない日数に対応する額を日割計算にてお客様に返還するものとします。

(契約終了後の処理)

- 第16条 お客様は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって当社から提供を受けた機器、ソフトウェア及びそれに関わる全ての資料等（当該ソフトウェア及び資料等の全部又は一部の複製物を含みます。以下同じとします。）を利用契約終了後直ちに当社に返還し、お客様設備などに格納されたソフトウェア及び資料等については、お客様の責任で消去するものとします。
2. 当社は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたってお客様から提供を受けた資料等（資料等の全部又は一部の複製物を含みます。）を利用契約終了後直ちにお客様に返還します。また、本サービスを利用して本サービス用設備にお客様が提供又は伝送する情報（コンテンツ）については、当社の責任で消去するものとします。

第3章 サービス

(本サービスの種類と内容)

- 第17条 当社が一般的に提供する本サービスの種類及びその内容は、別紙「サービス仕様書」に定めるとおりとします。
2. お客様は以下の事項を了承の上、本サービスを利用するものとします。
 - (1) 第35条（免責）第1項各号に掲げる場合を含め、本サービスに当社に起因しない不具合が生じる場合があること
 - (2) 当社に起因しない本サービスの不具合については、当社は一切その責を免れること
 3. お客様は、利用契約に基づいて、本サービスを利用することができるものであり、本サービスに関する知的財産権その他の権利を取得するものでないことを承諾します。
 4. 当社は、本サービスの利用によって本サービス用設備に蓄積される会議情報データを統計情報として利用するものとします。

(本サービスの変更)

- 第18条 当社は、本サービスの内容等を随時変更することがあります。なお、この場合には、本サービスの内容は、変更後の内容を適用するものとします。
2. 当社は、前項の変更を行う場合は、30日の予告期間において、変更後のサービス内容をお客様に通知するものとします。ただし、軽微な変更の場合は、お客様への事前の通知を省略できるものとします。

(本サービスの提供区域)

- 第19条 本サービスの提供区域は、利用契約で特に定める場合を除き、日本国内に限定されるものとします。

(導入支援及びサポート)

- 第20条 当社は、本サービス利用開始に関わる導入支援サービスは別途契約をもって提供するものとします。
2. 当社は、本サービス利用に関わるお客様からの問合せに関しては利用契約で規定された方法にて受け付けるものとします。

(委託)

第 21 条 当社は、お客様に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を当社の判断と責任で第三者に委託することができます。この場合、当社は、当該委託先（以下「委託先」といいます。）に対し、第 30 条及び第 31 条のほか当該委託業務遂行について利用契約所定の当社の義務と同等の義務を負わせるものとし、当社は委託先の業務の遂行について一切の責任を負うものとし、

第 4 章 利用料金

(利用料金の支払義務)

第 22 条 お客様は、第 13 条（利用期間）に定める利用期間について、当社の定める利用料金及びこれにかかる消費税等を利用契約に基づき支払うものとし、

- なお、お客様が本条に定める支払を完了しない場合、当社は、第 11 条（一時的な中断及び提供停止）第 3 項の定めに従い、本サービスの提供を停止することができるものとし、
2. 利用期間において、第 11 条（一時的な中断及び提供停止）に定める本サービスの提供の中断、停止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、お客様は、利用期間中の利用料金及びこれにかかる消費税等の支払を要します。ただし、本サービスの利用について当社の責に帰すべき事由により本サービスを全く利用できない状態（以下「利用不能」といいます。）が 24 時間以上となる場合、利用不能の日数（1 日未満は切り捨て）に対応する利用料金及びこれにかかる消費税相当額については、この限りではありません。

(利用料金の支払方法)

第 23 条 お客様は、本サービスの利用料金及びこれにかかる消費税等を、次の各号のいずれかの方法で支払うものとし、

- なお、次の各号の支払に必要な振込手数料その他の費用は、お客様の負担とします。
- (1) 請求書により決済する場合、当社からの請求書に従い当社が指定する期日までに当社の指定する方法により、当社あるいは当社指定の金融機関に支払うか、当社が別途指定する集金代行業者を通じて当社が指定する期日までに、支払うものとし、
 - (2) その他当社が定める支払方法により支払うものとし、
2. お客様と前項の金融機関との間で利用料金の決済をめぐって紛争が発生した場合、お客様が自らの責任と負担で解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとし、

(遅延利息)

第 24 条 お客様が、本サービスの利用料金その他の利用契約に基づく債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、お客様は、所定の支払期日の翌日から支払日までの日数に、年 14.6%の利率で計算した金額を延滞利息として、本サービスの料金その他の債務と一括して支払うものとし、

2. 前項の支払に必要な振込手数料その他の費用は、お客様の負担とします。

第 5 章 お客様の義務等

(自己責任の原則)

第 25 条 お客様は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者に対して

損害を与えた場合、又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。お客様が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。

2. 本サービスを利用して本サービス用設備にお客様が提供又は伝送する情報（コンテンツ）については、お客様の責任で提供されるものであり、当社はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとします。
3. お客様は、お客様がその故意又は過失により当社に損害を与えた場合、当社に対して、当該損害の賠償を行うものとします。

（利用責任者）

第 26 条 お客様は、本サービスの利用に関する利用責任者をあらかじめ定めた上、所定の利用申込書に管理者として記載し、当社へ通知するものとします。なお、利用責任者の役割については、次の各号の通り定めるものとします。

(1) 利用責任者は、本サービスの利用に関するお客様の代表者です。

(2) 利用責任者は、当社からの連絡・確認等の窓口となります。

2. お客様は、利用申込書に記載した利用責任者に変更が生じた場合、当社に対し、利用変更申込書にて速やかに通知するものとします。

（本サービス利用のための設備設定・維持）

第 27 条 お客様は、自己の費用と責任において、当社が定める条件にてお客様設備を設定し、お客様設備及び本サービス利用のための環境を維持するものとします。

2. お客様は、本サービスを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用してお客様設備をインターネットに接続するものとします。
3. お客様設備、前項に定めるインターネット接続並びに本サービス利用のための環境に不具合がある場合、当社はお客様に対して本サービスの提供の義務を負わないものとします。
4. 当社は、当社が本サービスに関して保守、運用上又は技術上必要であると判断した場合、お客様が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行うことができます。

（契約 ID 及びシークレット）

第 28 条 お客様は、契約 ID 及びシークレットを第三者に漏洩することのないように適切に管理し、管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等によりお客様自身及びその他の者が損害を被った場合、当社は一切の責任を負わないものとします。お客様の契約 ID 及びシークレットによる利用その他の行為は、全てお客様による利用とみなすものとします。

2. 第三者がお客様の契約 ID 及びシークレットを用いて、本サービスを利用した場合、当該行為はお客様の行為とみなされるものとし、お客様はかかる利用についての利用料金の支払その他の債務一切を負担するものとします。また、当該行為により当社が損害を被った場合は、お客様は当該損害を補填するものとします。ただし、当社の故意又は過失により契約 ID 及びシークレットが第三者に利用された場合はこの限りではありません。

（禁止事項）

第 29 条 お客様は本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 当社若しくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為

- (2) 本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
 - (3) 利用契約に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為
 - (4) 法令若しくは公序良俗に違反し、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為
 - (5) 他者を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
 - (6) 詐欺等の犯罪に結びつく又は結びつくおそれがある行為
 - (7) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信又は掲載する行為
 - (8) 無限連鎖講を開設し、又はこれを勧誘する行為
 - (9) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (10) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
 - (11) 無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は第三者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為
 - (12) 第三者の設備等又は本サービス用設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
 - (13) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様・目的でリンクをはる行為
2. お客様は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとします。
 3. 当社は、本サービスの利用に関して、お客様の行為が第1項各号のいずれかに該当するものであること又はお客様の提供した情報が第1項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前にお客様に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止し、又は第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。ただし、当社は、お客様の行為又はお客様が提供又は伝送する（お客様の利用とみなされる場合も含まれます。）情報（データ、コンテンツを含みます。）を監視する義務を負うものではありません。

第6章 当社の義務等

（善管注意義務）

第30条 当社は、本サービスの利用期間中、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供するものとします。

（本サービス用設備等の障害等）

第31条 当社は、本サービス用設備等について障害があることを知ったときは、当社の営業時間内において速やかにお客様にその旨を通知するものとします。

2. 当社は、当社の設置した本サービス用設備に障害があることを知ったときは、遅滞なく本サービス用設備を修理又は復旧します。
3. 当社は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理又は復旧を指示するものとします。
4. 前3項のほか、本サービスに不具合が発生したときは、お客様及び当社はそれぞれ遅滞なく相手方に通知し、両者協議のうえ各自の行うべき対応措置を決定したうえでそれを実施するものとします。

第7章 秘密情報等の取り扱い

(秘密情報の取り扱い)

第32条 お客様及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。

- (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - (4) 利用契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
 - (5) 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報
2. 前各項の定めにかかわらず、お客様及び当社は、秘密情報のうち法令の定めに基づき又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、お客様及び当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとします。
 3. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
 4. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲内で秘密情報を化体した資料等（以下本条において「資料等」といいます。）を複製又は改変（以下本項においてあわせて「複製等」といいます。）することができるものとします。この場合、お客様及び当社は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。なお、本サービス遂行上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ相手方から書面による承諾を受けるものとします。
 5. 前各項の規定に関わらず、当社が必要と認めた場合には、第21条（委託）所定の委託先に対して、委託のために必要な範囲で、お客様から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができます。ただしこの場合、当社は委託先に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとし、当社は委託先について一切の責任を負うものとします。
 6. 本条の規定は、利用契約終了後、3年間有効に存続するものとします。

(個人情報の取り扱い)

第33条 お客様及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。以下同じとします。）を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示又は漏洩しないものとするとともに、個人情報に関して個人情報の保護に関することを含め関連法令を遵守するものとします。

2. 個人情報の取り扱いについては、前条（秘密情報の取り扱い）第2項乃至第5項の規定を準用するものとします。
3. 本条の規定は、利用契約終了後も有効に存続するものとします。

第 8 章 損害賠償等

(損害賠償の制限)

第 34 条 債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービス又は利用契約に関して、当社がお客様に対して負う損害賠償責任の範囲は、当社の責に帰すべき事由により又は当社が利用契約に違反したことが直接の原因でお客様に現実に発生した通常の損害に限定され、損害賠償の額は以下に定める額を超えないものとします。ただし、お客様の当社に対する損害賠償請求は、お客様による対応措置が必要な場合にはお客様が第 31 条（本サービス用設備等の障害等）第 4 項などに従い対応措置を実施したときに限り行えるものとします。なお、当社の責に帰することができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益について当社は賠償責任を負わないものとします。

- (1) 当該事由が生じた月の前月末日から初日算入にて起算して、過去 12 ヶ月間に発生した当該本サービスに係わる料金の平均月額料金（1 ヶ月分）
- (2) 当該事由が生じた月の前月末日から初日算入にて起算して本サービスの開始日までの期間が 1 ヶ月以上ではあるが 12 ヶ月に満たない場合には、当該期間（1 月未満は切捨て）に発生した当該本サービスに係わる料金の平均月額料金（1 ヶ月分）
- (3) 前各号に該当しない場合には、当該事由が生じた日の前日までの期間に発生した当該本サービスに係わる料金の平均日額料金（1 日分）に 30 を乗じた額

(免責)

第 35 条 本サービス又は利用契約に関して当社が負う責任は、理由の如何を問わず前条の範囲に限られるものとし、当社は、以下の事由によりお客様に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。

- (1) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
 - (2) お客様設備の障害又は本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等お客様の接続環境の障害
 - (3) 本サービス用設備からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害
 - (4) 当社が第三者から導入しているコンピュータウィルス対策ソフトについて当該第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウィルスの本サービス用設備への侵入
 - (5) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備等への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受
 - (6) 当社が定める手順・セキュリティ手段等をお客様が遵守しないことに起因して発生した損害
 - (7) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
 - (8) 刑事訴訟法第 218 条（令状による差押え・捜索・検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分
 - (9) 当社の責に帰すべからざる事由による納品物の搬送途中での紛失等の事故
 - (10) その他当社の責に帰すべからざる事由
2. 当社は、お客様が本サービスを利用することによりお客様と第三者との間で生じた紛争等について一切責任を負わないものとします。

(反社会的勢力の排除)

第 36 条 当社またはお客様が次の各号の一つでも該当した場合は、相手方はなんら

SmartRooms 利用規約

かの通知、催告を要せずに、直ちにこの利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 暴力団、総会屋、その他の反社会的勢力（以下、暴力団等という）であるとき、または暴力団等であったことが認められるとき
 - (2) 暴力団等への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行ったとき
 - (3) 自らあるいは、第三者を利用して相手方に対し、暴力的または威迫的な行為、もしくは不当に名誉・信用を毀損する行為を行ったとき
2. お客様または当社の代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者についても前の規定を準用します。
 3. お客様または当社が、前 2 項のいずれかの規定により利用契約を解除した場合は、相手方に損害が生じても、これを一切賠償しません。

以上